

橋本市農業用機械導入支援事業の概要と提出書類

1. 事業内容	地域農業の担い手となる認定農業者及び認定新規就農者が農業経営の発展に必要な農業用機械の取得に対して補助金を交付することで、生産性の向上及び農業経営の安定化を促進する。
2. 補助対象者	(1) 市内に住所を有する認定農業者または認定新規就農者 (2) 当該補助金の交付を受けた年度から起算して3年間当該補助金の交付を受けていない者 (3) 補助金の交付申請時において市税の滞納がないこと。
3. 補助対象経費	次に掲げる要件を全て満たす農業用機械の取得価格(消費税を除く。) (1) 取得価格が30万円(消費税を除く)以上の機械 (2) 他の補助金の交付を受けていない農業用機械であること。
4. 補助額	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(1,000円未満切捨て)
5. 補助金限度額	20万円

●提出書類と補助事業の流れ

① 農業用機械を購入する前に補助金等交付申請書を提出

	必要書類	様式
補助金交付申請		
1	補助金等交付申請書	様式第1号の1
2	事業計画書	様式第1号の2
3	収支予算書	様式第1号の3
4	導入する農業用機械の見積書	
5	導入する農業用機械の仕様が分かる書類(カタログ等)	
6	誓約書兼同意書	別記様式
7	市税の完納証明書(発行日から一カ月以内のものに限る)	
8	その他市長が必要と認める書類	

② 橋本市から申請者に交付通知書を送付します

補助金等交付(不交付)決定通知書	様式第2号
------------------	-------

③ 農業用機械を購入したら実績報告書と関係書類を提出

	必要書類	様式
実績報告		
1	補助事業等実績報告書	様式第7号の1
2	事業報告書	様式第7号の2
3	収支決算書	様式第7号の3
4	導入した農業用機械の請求書及び領収書	
5	導入した農業用機械の写真(全景と型番が確認できるもの)	
6	その他市長が必要と認める書類	

④ 橋本市から申請者に額確定通知書を送付します

補助金等交付額確定通知書	【市→申請者】
--------------	---------

⑤ 請求書を提出

補助金交付請求書	様式第6号の1
----------	---------

⑥ 橋本市から補助金を交付します

●対象となる農業用機械

法定耐用年数が7年以上の農業用機械。

●対象とならない農業用機械

軽トラックや農業用倉庫、冷蔵庫など農作業以外に使用できる汎用性の高い農業用機械や中古品は対象外です。

●認定農業者・認定新規就農者になるには…

今後、5年間の農業における経営計画を作成し、「農業経営改善推進会議」で認定を受ける必要があります。詳しくは農林振興課就農支援係(☎33-6113)へご相談ください。

●農業用機械の処分

・この補助金の交付を受けて購入した農業用機械を購入日から7年以内に廃棄(売却・転用・貸付・譲渡・交換など)した場合、補助金を返還いただきます。

●注意事項

限られた予算で実施しますので、本事業の活用を検討される場合、事前に農林振興課までお問い合わせください。

【問い合わせ】

橋本市経済推進部農林振興課
☎33-6113(直通)